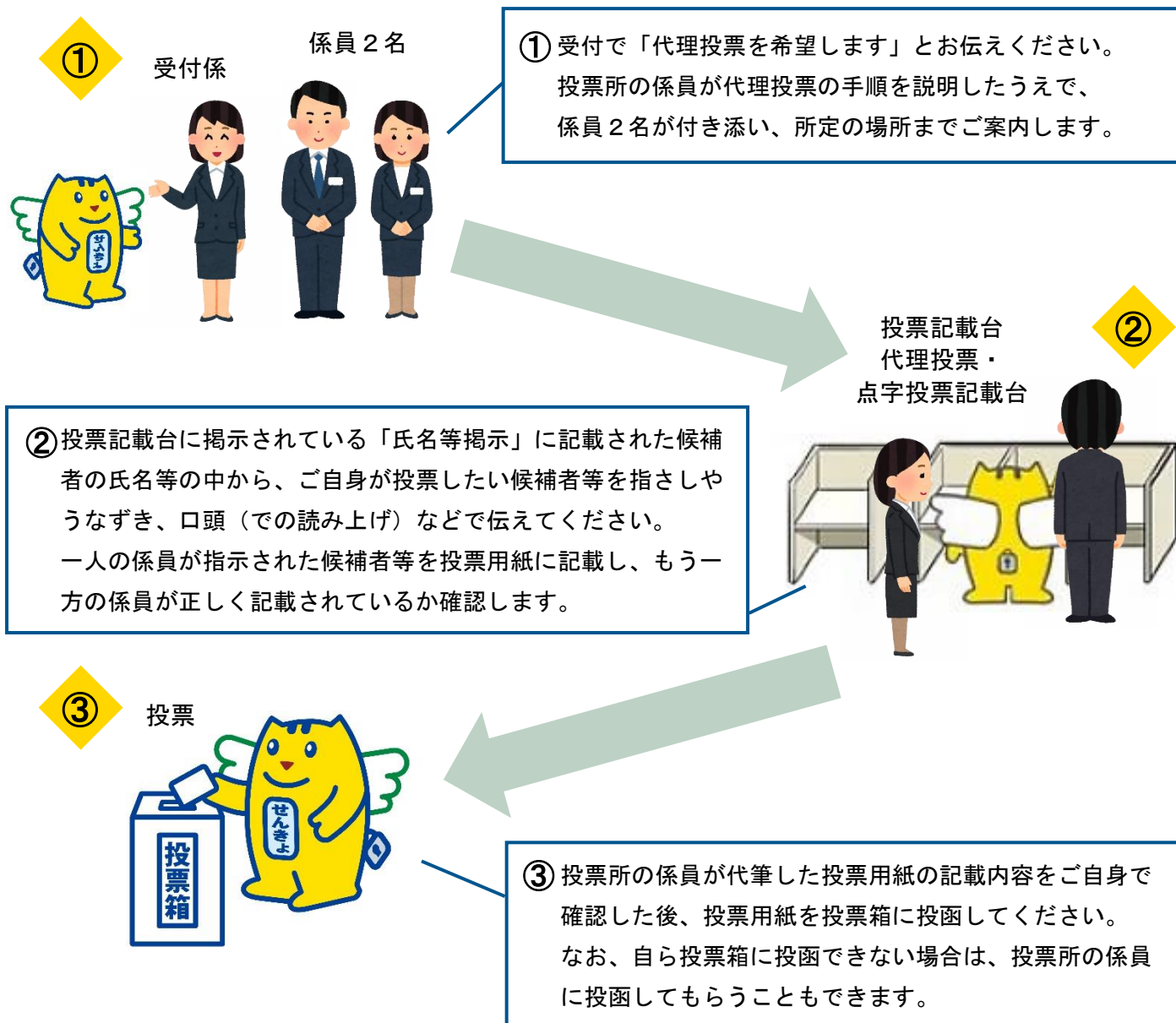


代理投票制度について



病気やケガ、障がい等により、ご自身で投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない方は、投票所内の係員が有権者本人に代わって投票用紙に候補者の氏名等を記載（代筆）する「代理投票制度」をご利用いただけます。

代理投票の流れ



代理投票をご利用いただく際の注意

病気やケガ、介護が必要な状況など、やむを得ない事情がある場合には、介護される方と一緒に投票所へ入ることができます。

ただし、投票用紙への記載（代筆）は投票所の係員しか行うことができません。介護されるご家族やご親族の方による代筆はできませんので、十分注意してください（公職選挙法第 48 条第 2 項）。

